

令和4年3月29日

お客様各位

いわき信用組合

### **休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について**

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に最終異動日等のあった預金等を令和5年3月29日※までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、いわき信用組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上

※法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

### **公告の中断についての追加公告**

1. 公告中断日時  
令和4年3月30日午前0時0分から午前9時25分まで
2. 公告中断事由  
公告ファイル内の文言修正のため公告を中断しました

以上